資料２

吉川市こども計画の概要

１　計画の位置付け

こども計画は、「こども基本法」第１０条第２項に規定される「市町村こども計画」として位置づけられます。

また、「子ども・子育て支援法」第６１条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第１０条第２項に規定される「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」と一体化した計画とするとともに、「次世代育成支援対策推進法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「少子化社会対策基本法」に基づく取り組みも推進します。

なお、次に掲げる関連計画をはじめ、その他個別計画とも連携し、整合性を保ちながら策定しました。

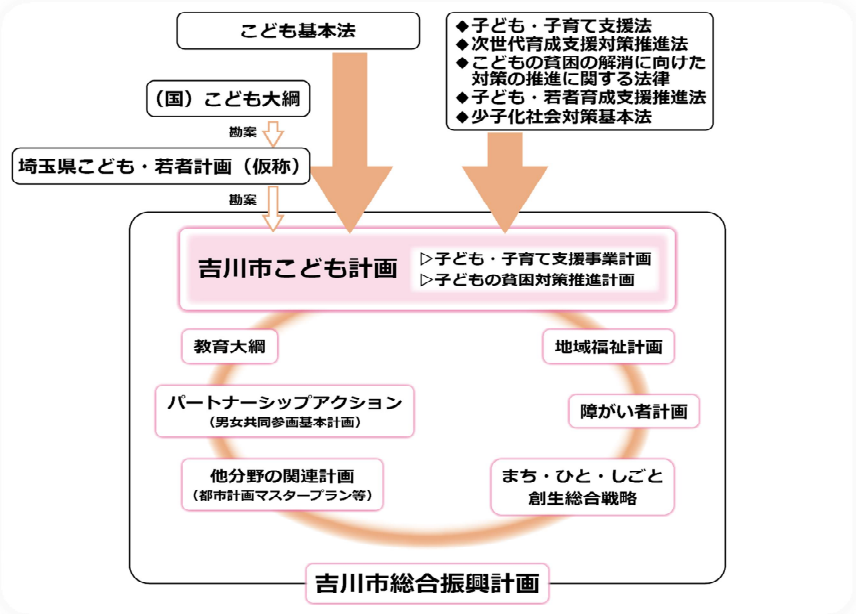

２　計画の対象

すべてのこども・若者

３　計画の期間

令和７年度から令和１１年度までの５年間

４　基本理念

「すべてのこどもが個人として尊重され、こども自身が幸せを実感できる」

―であう・きづく・つなぐ・つながる未来へ、こどもたちを応援します―

5　基本目標及び基本方針

基本目標１　**こどもの誕生や育ちにつながる支援に取り組みます**

【基本方針】１－１　こどもが健やかに成長していくための支援
１－２　こどもが安心して過ごせる居場所と成長できる機会の創出
１－３　安心して学習に取り組める環境の創出
１－４　多様な背景のこども・若者への支援

基本目標２　**こどもを守り支える保護者への支援に取り組みます**

【基本方針】２－１　ひとり親家庭等に対する支援
２－２　保護者への就労支援
２－３　子育て当事者への支援
２－４　児童虐待防止対策の強化

基本目標３　**家庭の生活基盤の安定に向けた支援に取り組みます**

【基本方針】３－１　安定した生活基盤とする住居確保の支援
３－２　こどもや家庭に係る費用負担を軽減する支援

基本目標４　**支援の輪の仕組みづくりに取り組みます**

【基本方針】４－１　伴走型による支援
４－２　こどもや家庭を見守り育む地域づくりの推進
４－３　関係機関の連携体制の強化
４－４　気づき、つなげる人材の育成

6　市民・地域・行政との連携
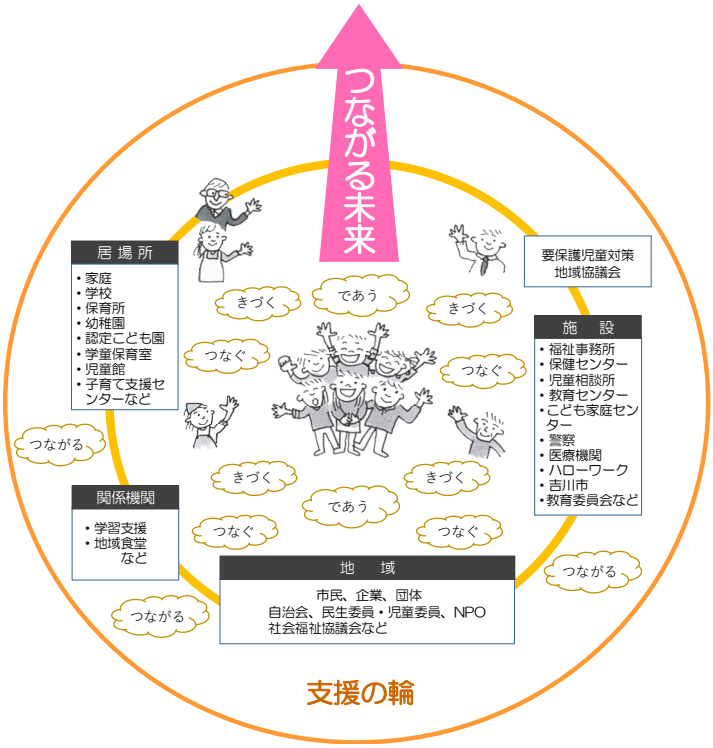
本計画を推進するにあたり、市民、地域、行政のそれぞれがこどもの現状や課題に気づき、連携しながら必要な支援へつなげていくことが不可欠となっています。そこで、以下のように「であう・きづく・つなぐ・つながる未来」に向けて、市民と地域と行政とが連携を強化しながら、支援の輪を広げていきます。